

年 月 日

青森市保健所長 様

〒

住 所

管理者

氏 名

エックス線装置備付届

エックス線装置を備え付けたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

診療所の 名称等	名 称	(フリガナ)		
	所 在 地	〒 (電 話) (F A X)		
エ ッ ク ス 線 装 置	製作者名			
	型式			
	台数及びエックス線管球数		台・管球	
	定格出力	撮 影	最大管電圧 (k V)	—管電流 (mA)
		透 視	管電圧 (k V)	—最大管電流 (mA)
	用途	<input type="checkbox"/> 直接撮影 <input type="checkbox"/> C T撮影 <input type="checkbox"/> 透視撮影 (消化器用・血管用・その他 ()) <input type="checkbox"/> 歯科口内法撮影 <input type="checkbox"/> 歯科用パノラマ断層撮影 <input type="checkbox"/> 乳房撮影 <input type="checkbox"/> 骨塩定量分析 <input type="checkbox"/> 移動用・携帯用 (直接撮影・C T・透視・口内法撮影) <input type="checkbox"/> 胸部集検用間接撮影 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用場所	<input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 病室 <input type="checkbox"/> I C U等 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 検診車			
エックス線診療に 従事する医師、歯 科医師、診療放射 線技師又は診療エ ックス線技師の氏 名及びエックス線 診療に関する経歴	氏 名	職 種	籍登録年月日 及び登録番号	エックス線診療に関する経歴
備 付 年 月 日	年 月 日			
連絡先等	名 称			
	所 在 地	〒 (電話) (F A X)		
	担当者職 氏名	(フリガナ)		

別紙1, 2を添付してください。

エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
カメラ 及び エックス線管 容器の 空気	定格管電圧 125 kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から 1m で 0.25mGy/時以下になる構造		有 ・ 無
	上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から 1m で 1.0mGy/時以下になる構造		有 ・ 無
	コンデンサ式高電圧エックス線装置	充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から 5cm で 20 μ Gy/時以下になる装置		有 ・ 無
附加 濾過 板	定格管電圧 70 kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	mmAl 当量 (1.5mm 以上)		
	定格管電圧 50 kV 以下の乳房撮影用エックス線装置	mmAl 当量 (0.5mm 以上) mmMo 当量 (0.03mm 以上)		
	上記以外のエックス線装置	mmAl 当量 (2.5mm 以上)		
透視用 エックス線 装置	患者への入射線量率が 50 mGy/分以下になる構造 (高線量率透視制御装置の場合は、125mGy/分以下)			有 ・ 無
	警告装置付き透視時間積算タイマー			有 ・ 無
	焦点皮膚間距離が 40 cm 以上となる装置又は当該焦点距離間未満で照射することを防止するインターロック (手術中にしようする場合は、20 cm 未満)			有 ・ 無
	受像面を超えない照射野絞り機構			有 ・ 無
	受像器を通過したエックス線が受像器の接触可能表面から 10 cm で 150 μ Gy/時以下となる構造			有 ・ 無
	最大照射野 3.0 cm を超える部分を通過したエックス線が当該部分の接触可能表面から 10 cm で 150 μ Gy/時以下となる構造			有 ・ 無
	被照射体周囲の散乱線しゃへい装置			有 ・ 無
撮影用 エックス線 装置	受像面を超えない照射野絞り装置 (口内法撮影用エックス線装置の場合は、照射筒の端における照射野の直径が 6 cm 以下)			有 ・ 無
	定格管電圧 70 kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が 15 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	定格管電圧 70 kV を超える口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が 20 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離が 15 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	移動型及び携帯型装置	焦点皮膚間距離が 20 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	上記以外のエックス線装置	焦点皮膚間距離が 45 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	移動型及び携帯型装置並びに手術中に使用する装置は、エックス線管焦点及び患者から 2 m 以上になる操作構造			有 ・ 無
	移動型及び 携帯型装置 の保管状況	保管場所	<input type="checkbox"/> エックス線診療室内 <input type="checkbox"/> その他 (室名:)	
保管場所の施錠		有 ・ 無	キースイッチの適切な管理	
装置 胸部 集検 用 エックス 線	受像面を超えない照射野絞り機構			有 ・ 無
	受像器の一次防護しゃへい体が装置の接触可能表面から 10 cm の距離において、1ばく射につき 1.0 μ Gy 以下になる構造			有 ・ 無
	被照射体周囲の箱状のしゃへい物から 10 cm 距離において、1ばく射につき 1.0 μ Gy 以下になる構造			有 ・ 無

年 月 日

青森市保健所長 様

〒

住 所

管理者

氏 名

エックス線装置変更届

エックス線装置の届出事項を変更したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

診療所の 名称等	名 称	(フリガナ)
	所 在 地	〒 (電 話) (F A X)
変更年月日		
変更の理由		
変更するエックス線装置備付届出事項（該当する項目にチェックしてください）		
<input type="checkbox"/> (1) エックス線装置の製作者名及び型式、台数、管球数等 <input type="checkbox"/> (2) エックス線高電圧発生装置の定格出力 <input type="checkbox"/> (3) エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 <input type="checkbox"/> (4) エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 <input type="checkbox"/> (5) エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 <input type="checkbox"/> (6) その他のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
連絡先等	名 称	
	所 在 地	〒 (電 話) (F A X)
	担当者職 氏名	(フリガナ)

別紙 1, 2 を添付してください。

別紙 1

エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
カー マ 率 及 び 照 射 筒 の 空 気 エ ッ ク ス 線 管 容 器	定格管電圧 125 kV 以下の 口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から 1m で 0.25mGy/時以下 になる構造		有 ・ 無
	上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から 1m で 1.0mGy/時以下 になる構造		有 ・ 無
	コンデンサ式高電圧エックス 線装置	充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能 表面から 5cm で 20 μ Gy/時以下になる装置		有 ・ 無
板 附 加 濾 過	定格管電圧 70 kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	mmAl 当量 (1.5mm 以上)		
	定格管電圧 50 kV 以下の乳房撮影用エックス線装置	mmAl 当量 (0.5mm 以上) mmMo 当量 (0.03mm 以上)		
	上記以外のエックス線装置	mmAl 当量 (2.5mm 以上)		
透 視 用 エ ッ ク ス 線 装 置	患者への入射線量率が 50 mGy/分以下になる構造 (高線量率透視制御装置 の場合は、125mGy/分以下)			有 ・ 無
	警告装置付き透視時間積算タイマー			有 ・ 無
	焦点皮膚間距離が 40 cm 以上となる装置又は当該焦点距離間未満で照射 することを防止するインターロック (手術中にしようする場合は、20 cm 未満)			有 ・ 無
	受像面を超えない照射野絞り機構			有 ・ 無
	受像器を通過したエックス線が受像器の接触可能表面から 10 cm で 150 μ Gy /時以下となる構造			有 ・ 無
	最大照射野 3.0 cm を超える部分を通過したエックス線が当該部分の接触可 能表面から 10 cm で 150 μ Gy/時以下となる構造			有 ・ 無
	被照射体周囲の散乱線しゃへい装置			有 ・ 無
撮 影 用 エ ッ ク ス 線 装 置	受像面を超えない照射野絞り装置 (口内法撮影用エックス線装置の場合は、 照射筒の端における照射野の直径が 6 cm 以下)			有 ・ 無
	定格管電圧 70 kV 以下の口 内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が 15 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	定格管電圧 70 kV を超える 口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が 20 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離が 15 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	移動型及び携帯型装置	焦点皮膚間距離が 20 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	上記以外のエックス線装置	焦点皮膚間距離が 45 cm 以上になる構造		有 ・ 無
	移動型及び携帯型装置並びに手術中に使用する装置は、エックス線管焦点及 び患者から 2 m 以上になる操作構造			有 ・ 無
	移動型及び 携帯型装置 の保管状況	保管場所	<input type="checkbox"/> エックス線診療室内 <input type="checkbox"/> その他 (室名:)	
保管場所の施錠		有 ・ 無	キースイッチの適切な管理	有 ・ 無
装 置 撮 影 エ ッ ク ス 線 装 置	受像面を超えない照射野絞り機構			有 ・ 無
	受像器の一次防護しゃへい体が装置の接触可能表面から 10 cm の距離に おいて、1 ばく射につき 1.0 μ Gy 以下になる構造			有 ・ 無
	被照射体周囲の箱状のしゃへい物から 10 cm 距離において、1 ばく射につき 1.0 μ Gy 以下になる構造			有 ・ 無

様式第 2 2 号（青森市医療法施行細則第 2 条関係）

年 月 日

青森市保健所長 様

〒

住 所

管理者

氏 名

エックス線装置等廃止届

エックス線装置を廃止したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

診療所の 名称等	名 称	(フリガナ)
	所 在 地	〒 (電 話) (F A X)
廃 止 年 月 日		
廃 止 し た 理 由		
装 置 等 の 名 称		
製作者名、型式、台 (個) 数		
廃止後の使用室の用途		
備 考		
連絡先等	名 称	
	所 在 地	〒 (電 話) (F A X)
	担当者職 氏名	(フリガナ)